

大和市条例第4号

大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為、スカウト行為、つきまとい行為、うろつき・とどまり行為及び占拠行為（以下「客引き行為等」という。）を防止することにより、誰もが安心して快適に通行し、及び利用することができる生活環境を確保し、もって安全と安心が感じられるまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 駅前広場、道路その他の不特定多数の者が通行し、及び利用する場所で公共の用に供されるものをいう。
- (2) 特定風俗営業 人の性的好奇心をそそる物品若しくは行為又は歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為を提供する営業をいう。
- (3) 客引き行為 特定風俗営業の客となるように人を誘う行為をいう。
- (4) スカウト行為 特定風俗営業の役務に従事するように人を誘う行為をいう。
- (5) つきまとい行為 商品の宣伝、販売その他の営業、アンケート調査又は特定の集団若しくは組織へ加入させることを目的とした勧誘に拒絶の意思を示している者に対する次のいずれかに該当する行為（前2号に掲げる行為に係るものを除く。）をいう。
 - ア ビラ等の文書図画を手渡そうとする行為
 - イ 身体、衣服又は所持品をつかんで制止する行為
 - ウ 進路に立ちふさがる等通行を妨害する行為
 - エ ののしる行為
- (6) うろつき・とどまり行為 前3号に掲げる行為を目的として、うろつき、又はとどまる行為をいう。
- (7) 占拠行為 複数の者が、威圧的又は粗野乱暴な言動を伴って、立ち止まり、座り、又は寝そべる行為をいう。

(市の責務等)

第3条 市は、客引き行為等の防止に係る意識啓発等この条例の目的を達成するために

必要な施策を推進するとともに、市民がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の推進に当たっては、警察その他の関係機関との協力及び連携を図るものとする。

3 市民は、地域における客引き行為等を防止するため、誰もが安心して快適に通行し、及び利用することができる生活環境の確保への意識を高めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(客引き行為、スカウト行為及びつきまとい行為の禁止)

第4条 何人も、公共の場所において、客引き行為、スカウト行為及びつきまとい行為をしてはならない。

(うろつき・とどまり行為及び占拠行為の禁止)

第5条 何人も、公共の場所において、うろつき・とどまり行為及び占拠行為をしてはならない。

(指導)

第6条 市長は、前2条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止するよう口頭で指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に際して必要があると認めるときは、当該違反した者及びその者に当該違反行為を委任し、又は命令した法人の代表者又は人に対して、当該違反行為に関して質問することができる。

(重点地区の指定等)

第7条 市長は、客引き行為等を防止するために特に必要があると認める区域を、客引き行為等防止重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする区域及びその周辺において居住し、又は営業する市民の意見を聴く機会を設けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により重点地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、広く周知を図るものとする。

4 市長は、重点地区又はその周辺の区域における生活環境の変化等必要があると認めるときは、当該重点地区の指定を変更し、又は解除することができる。

5 前項の規定により重点地区の指定を変更し、又は解除する場合については、第2項

及び第3項の規定を準用する。

(警告及び勧告)

第8条 市長は、重点地区において、第6条第1項の規定による指導を受けたにもかかわらず反復して第4条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止するよう書面により警告することができる。

2 市長は、重点地区において、第6条第1項の規定による指導を受けたにもかかわらず反復して第5条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止するよう書面により勧告することができる。

(公表)

第9条 市長は、第4条の規定に違反した者が前条第1項の規定による警告を受けた後、当該違反行為をしたときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第4条の規定に違反し、前条第1項の規定による警告を受けた後、当該違反行為をしたときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該違反行為をした者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

(店舗等場所提供者への通知)

第10条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された違反行為に係る事実を通知することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第12条 第4条の規定に違反した者が第8条第1項の規定による警告を受けた後、当該違反行為をしたときは、50,000円の過料に処する。

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は同年6月1日から、第8条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第9条、第10条、第12条及び第13条の規定は、平成24年10月1日以後に第4条に違反した場合に係る第8条第1項の規定による警告を受けた後、当該違反行為をした者及びこの者に係る第9条第2項及び第13条に規定する法人又は人に対して適用する。